

ふじいでら市議会だより

第三回定例会

第三回定例会は九月四日から九月二十六日まで二十三日間の会期で開催され、提出された平成二十四年度決算認定、平成二十五年度補正予算、条例の制定・一部改正、報告案件、人事案件など十九案件と意見書一件、委員会・本会議を通じて慎重に審議した結果、継続審査(第四回定例会まで)に付した八会計決算を除く十二議案を議了し閉会しました。

議案の主な内容と議決結果

条例制定

◆藤井寺市ふじみ緑地条例の制定について
健全なレクリエーションの場及び緑豊かな憩いの場を市民に提供するため、ふじみ緑地を設置するもの
【原案可決・全会一致】

条例改正

◆市税条例の一部改正について
寄附金制度の見直し、地方税に係る延滞金の利率の引下げ、住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充、公的年金からの特別徴収制度の見直し、金融所得

課税の一体化、その他の所要の措置を講じるため、条例を改正するもの
【原案可決・全会一致】

◆藤井寺市国民健康保険条例等の一部改正について
地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことを踏まえ、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に係る延滞金の利率を引き下げるもの
【原案可決・全会一致】

◆藤井寺市南部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
地方税に係る延滞金の利率が引き下げられたことを踏まえ、下水道事業受益者負担金に係る延滞金の利率を引き下げるもの
【原案可決・全会一致】

報告

◆平成二十四年度藤井寺市健全化判断比率の報告について
◆平成二十四年度藤井寺市資金不足比率の報告について
【原案可決・全会一致】

補正予算

◆平成二十五年度藤井寺市一般会計補正予算(第三号)について
五億七千八十五万五千円
【原案可決・全会一致】
◆平成二十五年度藤井寺市国民

真正 代表質問

◎市立藤井寺中学校の整備について
◆計画について
◎(仮称)道明寺子ども園について
◆借地の問題について
◆計画の問題について
◎市内の看板について
◆通学路や交差点近くの看板について
◎公共下水の高度処理水の利用について
真正 個人質問
◎市立藤井寺市民病院の健全な経営について
◆医薬分業について
◆後発医薬品の普及について
◎固定資産税について
◆本市の特質について
◆評価・課税・徴収業務の実際について

国に意見書を提出

次の意見書を全会一致で採択し、関係機関に善処を求め送付しました。
◎若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書

健康保険特別会計補正予算(第二号)について
【原案可決・全会一致】

◆平成二十五年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第一号)について
二千六百十六万五千円
【原案可決・全会一致】

◆平成二十五年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第一号)について
二千七百八万二千円
【原案可決・全会一致】

人事案件

◆藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
多田 実 氏
【同 意・全会一致】

審査を継続する議案

◆平成二十四年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について
◆平成二十四年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
◆平成二十四年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出

議会の録画映像がご覧いただけます。

市ホームページより配信しています。
http://www.city.fujidera.osaka.jp/

第四回定例会のお知らせ

- 【本会議】
・場所 八階議場
十一月二十七日(水) (議案説明)
十一月五日(木) (一般質問)
十一月六日(金) (一般質問)
十一月十七日(火) (一般質問)
十一月十七日(火) (委員長報告・採決等)
【常任委員会】
・場所 八階委員会室
◆民生文教常任委員会
十二月十日(火)
◆総務建設常任委員会
十二月十一日(水)

※各日午前十時から開催される予定です。

一般質問事項

- 日本共産党 代表質問
◎オスプレイ配備・訓練の拡大について見解を問う
◎市民のくらしを守る社会保障制度を維持・発展させるために
◆社会保障制度改革推進法について見解を問う
◆介護保険制度を市民の立場にたって運営するために
・「軽度」認定者への保険給付削減について
◎子育てしやすいまちづくりのために
◆子どもの医療費助成の対象年齢引き上げを求める
日本共産党 個人質問
◎放課後児童会の充実のために
◆施設整備と指導員の位置づけについて

○議会を傍聴してみませんか

本会議の傍聴席は三十席で、先着順で傍聴できます。また、一階ロビーや八階傍聴室前ロビーでも、モニター放映してごまか。なお、傍聴希望者が定数を超えそうなときは、傍聴券を発行する場合があります。

○委員会も傍聴できます

傍聴席は十二席で、先着順で傍聴できます。傍聴を希望される方は、日程を市ホームページ、又は議会事務局に確認のうえお越しください。※傍聴人の守るべき注意事項がありますので、係員の指示に従ってください。※議場又は委員会室へお越しの際は、庁舎東側のエレベーターをご利用ください。

詳しくは議会事務局まで
(7階)番窓口 ☎939・1208